

番号	問い合わせ内容	回答
1	<p>難工事指定対象工事の実績について</p> <p>P57、P70において、企業、技術者の「同種・類似工事以外の施工実績も評価」及び基準日から遡って「2年以内」の工事とされているが、P40～P44、P46～P47の表内の評価欄の期間が「1年以内」となっている。申請時の注意事項のP24において、「同種・類似工事の実績」と同一工事、期間が「1年以内」となっている。表及び申請時の注意事項が間違っているという理解でよろしいでしょうかご教示願います。</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（12）難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力（6）難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
2	<p>維持修繕工事等の施工実績</p> <p>②経常維持工事「24時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、流木処理工事・・・等、及び類する役務業務）とありますが、</p> <p>Q1：工事件名「〇〇維持掘削工事」等で「一般土木工事」の工種区分で発注され、工種として除草工等が含まれる場合については、②として認められるでしょうか。</p> <p>Q2：「維持修繕工事」の工種区分で発注される工事については、②として認められるでしょうか。</p>	<p>Q1:日常的に施設維持を行う工事かどうかで評価します。</p> <p>Q2:評価対象工事種別については設定しませんので、施工実績の工事工種によらず評価します。</p>
3	<p>新技術開発に関わる受賞企業評価対象期間について</p> <p>ガイドラインP48の配点表では「本発注工事の発注前年度から遡って3年間」と記載されています。一方P65では「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って3年間」とあります。令和5年度発注工事であれば発注前年度（令和4年度）から遡って3年間（令和2年度まで）の表彰実績が対象と理解すればよろしいでしょうか。</p> <p>具体的には弊社「令和2年1月14日」付で「i-construction大賞」を受賞しておりますが、最遅での評価有効審査及び評価の基準日いつとなるのでしょうか。</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（22）新技術開発に関わる受賞企業（W T Oのみ評価）の評価対象期間は、「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の年から遡って3年間」となります。ガイドラインP48、P65に誤りがありましたので、後日修正させていただきます。評価期間については、ガイドラインP79、P80も合わせて参照下さい。</p>
4	<p>難工事指定対象工事実績の対象期間について</p> <p>工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドラインにおいて、P40とP41の記載内容には「審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が1年以内の工事が対象」とありますが、P57の記載内容には対象期間は遡って2年以内の工事とあります。</p> <p>対象期間の違いについて、確認願います。</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（12）難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力（6）難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
5	<p>ガイドラインP57(11)維持修繕工事の施工実績</p> <p>③その他工事の対象工事について、整備工事等を行った工事として、交差点改良、歩道設置、電線共同溝、区画線等を含むとあります。これらの工種が含まれていれば対象となると考えればよいでしょうか。</p>	<p>既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等を行った工事であれば評価できます。</p>
6	<p>申請時の注意事項P24</p> <p>⑤難工事指定対象工事の実績として、「同種・類似工事の実績」と同一工事を対象、評価期間は、基準日から遡って1年以内の工事となっていますが、今回改正され、本発注工事の工事種別、基準日から遡って2年以内となっています。整合がとれていません。</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（12）難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力（6）難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
7	<p>申請時の注意事項P37 手持ち工事として、評価基準日時点で契約中の一般土木工事をすべて記載することとなっています。契約中の定義と記載のある工事完了日は、どのように考えればよいでしょうか。</p>	<p>当該評価項目は、契約中工事の件数に応じて評価します。申請時の注意事項P37における「工事完了日とは、「工事完成通知書」に記載する工事完成日とする。（中部地方整備局（港湾除く）で発注された工事の場合）」の記載が不要でしたので、後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
8	<p>ガイドラインP57維持修繕工事等とは ③その他工事の設備更新は、営繕部発注の機械設備改修工事は該当しますか。</p>	<p>中部地方整備局（港湾空港部除く）の発注で、既設施設等の補修、改修及び整備等を行っていれば評価します。</p>
9	<p>難工事指定対象工事 評価対象工事種別が赤書きとなっています。本発注工事の工事種別と表記されています。前回と変わったことを具体例として回答願います。P70 難工事指定対象工事（配置予定技術者）も同様の質問です。</p>	<p>R4ガイドラインまでは、「同種・類似工事の実績」と同一工事を対象とし評価していましたが、R5ガイドラインから、発注工事の工事種別であれば、評価します。</p>
10	<p>難工事指定対象工事の実績 基準日から遡って工期末の翌日が1年以内→2年以内の工事（P57, 70）ではないでしょうか。</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（12）難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力（6）難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
11	<p>ガイドライン P13（5） 工事成績の推移にあわせた配点の見直し <施工能力評価型 工事成績の配点変更> 下段 改定案配点表の配点がガイドラインP40、P42、P44の企業の工事成績の配点と異なりなりますが、ご訂正いただけますか。</p>	<p>ガイドラインP13「（5）工事成績の推移にあわせた配点の見直し」の、表中の配点に誤りがありましたので、後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
12	<p>ガイドライン P27 3-4-1 企業の技術力（2）工事成績 中部地方整備局（港湾空港関係除く）発注工事実績である場合は、書類の添付は必要ないとありますが、令和4年10月以降の入札説明書では「当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付する」となっています。 このことについて、今回の改定に伴い内容変更されたと考えてよろしいですか。</p>	<p>今回の改定で添付不要としました。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
13	<p>ガイドライン P28 3-4-2 配置予定技術者の技術力 (2) 同種・類似工事の工事経験、P29 (3) 工事成績 P67 3-5-5 技術者の技術力〈配置予定技術者の技術力〉(1) 配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績 評価対象期間</p> <p>(2) 同種・類似工事の経験に「分任官工事においては評価対象年度を設定しない」、評価対象期間の欄に分任官工事：対象年度を設定しないとあります。であれば、(3) 工事成績で「中部地方整備局（港湾空港関係除く）発注工事実績である場合は、書類の添付は必要ない」は、「平成13年度以降に完成し引渡しを行った工事実績である場合は、書類の添付は必要ない」となるのではないのでしょうか。</p>	<p>3-4-2配置予定技術者の技術力(3) 工事成績において、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の実績の場合、平成13年度以降に完成し引き渡しを行った場合に限り、書類の添付が不要です。記載に不足がありましたので、ガイドラインP29について、後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
14	<p>ガイドラインP58 (13) 新しい担い手技術者の活用【新規追加】</p> <p>「現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格のない、①若手技術者（審査及び評価の基準日において35歳以下）または、②女性技術者を1名以上配置、活用する場合に評価する。」とありますが、2024年度から1級施工管理技士の受験資格が緩和されることから、若手技術者の資格保有者数が増加すると考えられます。このことから、新しい担い手技術者の活用を、若手活用という観点で捉えるのであれば、監理技術者資格があっても、若手技術者であれば評価されるのではないのでしょうか。</p>	<p>当該評価項目は、配置予定技術者に将来なり得る人材の育成を促すことを目的としているため、監理技術者資格のないことを条件としています。</p>
15	<p>ガイドラインP62 (16) 手持ち工事量（予定価格が3億円未満の一般土木工事のみ評価）</p> <p>今回の改訂により手持ち工事の件数が、施工中工事の件数から契約中工事の件数へ変更となり、件数はCORINSの登録内容で確認するとなっておりますが、契約中とは、CORINSに記載の契約工期末日で判断されるのでしょうか、その場合工期内完成引き渡し完了の工事についても契約中とみなされるのでしょうか、若しくは登録種別が竣工登録である場合は、その受付・登録年月日が工期末日より前であれば、契約中でないと判断されるのでしょうか。またその場合、様式32 手持ち工事量への記載は不要ですか。</p>	<p>当該評価項目は、CORINSの契約工期末で判断し、契約中工事の件数に応じて評価します。</p>
16	<p>申請時の注意事項 P2 基本事項</p> <p>作成する様式等は各工事の「別冊様式集」を使用してください。とありますが、発注工事毎に添付されるのですか。</p>	<p>工事毎に様式集を添付します。</p>
17	<p>申請時の注意事項 P2 作成時の注意点</p> <p>3. 申請書等の中で重複する資料は1部のみ添付とありますが、添付は様式番号の古い後にするのが望ましいでしょうか。（様式5技術者能力と様式21企業の能力であれば、様式21の後）</p>	<p>特に指定するものではありませんが、様式5→実績資料→様式21（同じ実績のため後ろに資料無し）として頂いた方が審査しやすいです。</p>
18	<p>申請時の注意事項 P2 作成時の注意点</p> <p>4. ページ番号は原則、1枚目（競争参加資格確認申請書）から振るとありますが、競争参加資格確認申請書と技術資料の提出日が異なる発注方式の場合、現在の入札説明書の様式ひな形に示される頁/総頁の形は、競争参加資格確認申請書の提出時点では、技術資料の枚数が確定しないため総頁の記載ができないと思われれます。よって、ページ番号は総頁を記さない形でもよろしいですか。</p>	<p>総頁の記載は不要です。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
19	<p>申請時の注意事項 P20 ⑧「新技術の活用実績」(2)実績を証明できる工事関係書類等の写し 例)最終変更の「工事の追加特記仕様書」の写しとありますが、最終変更を網羅しているものが完成図面であるため、追加特記仕様書の写しは完成図面のものよろしいですか。(発注者から削除を求められるため、ASPで提出する完成図面には第〇回変更の記載はありません)</p>	<p>新技術を活用した工事関係書類の写しであれば評価できますので、完成図書の写しで評価できます。</p>
20	<p>申請時の注意事項 P24 ⑥遠方地への支援活動実績 評価対象期間の記載がないと思われませんかですか。</p>	<p>申請時の注意事項P24に以下のとおり注記を行いました。実際の評価期間については、ガイドラインP79、P80も参照下さい。 ・要請日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って5年間(基準日の年度を含む)</p>
21	<p>申請時の注意事項 P37 様式32 手持ち工事量 の様式について 手持ち工事量は契約中工事の件数での評価となりましたが、工事請負契約書の工期はフレックス工期を活用した場合実工期を記載しています。そのことから、技術書類作成時に手持ち工事量(件数)の間違いが懸念されます。よって、様式に契約日の欄を設けることをご検討いただけませんか。</p>	<p>申請時の注意事項P37に以下のとおり注記を行いました。 ・フレックス工期が適用された工事では、前余裕期間を全て含み、後余裕期間のうち受注者が設定した工事終期までの、契約中工事の件数について、記載すること。</p>
22	<p>申請時の注意事項 P41 ①評価対象期間(基準日から遡って2年間)の考え方 例)基準日が令和4年12月30日の場合、2年間の遡りの日は、令和2年12月1日となる。とありますが、基準日は令和4年12月30日が正しいとするならば2年間の遡りの日は、令和2年12月31日、2年間の遡りの日は令和2年12月1日が正しいとするならば基準日は令和4年11月30日となるのではないのでしょうか。</p>	<p>評価対象期間は、表彰日等が審査及び評価の基準日から遡って2年間となりますので、申請時の注意事項P41を後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
23	<p>①BCP認定の有無について(P55) 「入札参加者とは異なる支店等に発行された認定証の写しが提出された場合は、評価しない。「ただし、入札参加者の属する本店(本社)等に対する認定証が添付されている場合は、評価する。」とされているが、中部地方整備局管内に本社のある入札参加者が、中部地方整備局管内を管轄する支店のBCP認定証を提出した場合についての評価について、ご教示願います。</p>	<p>入札参加者(本店(本社)等)の支店等に発行された認定証の写しが提出された場合、評価しません。</p>
24	<p>P40(1)施工能力評価型I型、II型 分担当工事の表において、難工事指定対象工事の実績が、基準日から遡って工期末の翌日が1年以内となっているが、P57の説明では2年となっている。どちらが正しいのか。(技術者の能力も同様)</p>	<p>3-5-4企業の技術力等(12)難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力(6)難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>
25	<p>P40(1)施工能力評価型I型、II型 同表の、登録基幹技能者の配置で、(監理(主任)技術者は除く)と新たに付け加えられたので、赤書きとすべきでは。(P63の説明も同様)</p>	<p>ガイドラインP40、P42、P44～46、P63、申請時の注意事項P31について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
26	<p>技術提案評価型（S型）WTO（段階的選抜方式）（簡易確認型）における一次選抜者の数について</p> <p>『工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン』（令和5年11月 国土交通省 中部地方整備局）において、一次選抜者の具体的な数は明記されていないものと推察します。</p> <p>同p9「（3）令和2年度改定概要」 「<主な改定点>」 に“・S型（WTO）段階選抜方式の選抜企業数の変更（最大15社に変更）”とされていますが、具体的な一次選抜者数、またその者数の決定基準について記載がないものとお見受けします。一次選抜者数の具体的な決定基準をご教示ください。</p>	<p>段階的選抜方式・簡易確認型における一次審査通過者数は、P88「7-1段階的選抜方式・簡易確認型(3)備考」に記載のとおりです。</p>
27	<p>技術提案評価型（S型）WTO（段階的選抜方式）（簡易確認型）における一次選抜者の数について</p> <p>個別案件の入札説明書においては、“一次選抜者は、一次審査の評価点が上位5～10者程度とする。ただし、上位10者以上が同一評価点の場合は、それらの者を一次選抜者とする。”とされている事例があります。“一次選抜者は、一次審査の評価点が上位5～10者程度とする”とは、10者以上の参加がある場合においても一次選抜者を10者未満とすることがあるということでしょうか？（上記質問と重複しますが）そのような場合には、どのような基準で一次選抜者数をご判断なされるのでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>一次審査通過者数は「5～10者程度」としており、評価点により判断することになります。</p>
28	<p>技術提案評価型（S型）WTO（段階的選抜方式）（簡易確認型）における一次選抜者の数について</p> <p>一次審査における自己採点の誤りが、段階的選抜通過の是非に影響を与えることは御座いますでしょうか？例えば、一次選抜通過ギリギリの点数の場合に自己採点を誤ったことが、二次選抜の審査に影響を与えますでしょうか？</p>	<p>詳細技術資料の確認の結果、1次審査時の審査評価点の上位10者目の評価点を下回ることとなった者については、競争参加を認めず、入札を無効とします。2次審査においては、1次審査の結果が反映されることはありません。</p>
29	<p>P27企業の技術力（2）工事成績</p> <p>一つ目の・最後段に「中部地方整備局～書類の添付は必要はない。」の記載があります。</p> <p>一方、二つ目の・には「～評定点を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。」とあり、相反する表現に思えますが、二つ目の・の表現の後に「ただし、中部地方整備局～書類の添付は必要はない。」という文章と同じと理解して宜しいでしょうか？</p> <p>※同様の質問内容となりますが</p> <p>・現行の入札説明書の様式9の注5には「～評定点を証明する書類の写しを添付する」と記載されていますが、今後中部地方整備局発注の工事成績評定通知書の添付は必要ない。と理解して宜しいでしょうか？</p>	<p>中部地方整備局（港湾空港関係除く）の場合、平成13年度以降に完成し引き渡しを行った場合に限り、工事成績評価通知書等の添付は不要です。記載が一部不明確だったため、後日修正します。</p>
30	<p>P27,P28 企業の能力及び技術者の技術力共通で同種・類似実績等</p> <p>共同企業体の取扱いの文章内に「全ての要件を満たす施工実績（工事経験）」「いづれかの要件を満たす施工実績」との表現がありますが、既往の発注案件で同種類実績が複数記載されているのは、橋梁上部工等限られていると認識していますが、複数の要件とは何かを例示にて教示して頂けないでしょうか？</p>	<p>3-4-1企業の技術力（1）同種・類似工事の施工実績、3-4-2配置予定技術者の技術力（2）同種・類似工事の工事経験においては、同種条件が複数設定されるケースを想定しています。同種条件が1項目のみ設定される工事では、すべての構成員が1項目の同種条件を満たす施工実績を有している必要があります。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
31	<p>P29 技術者の技術力（3）工事成績</p> <p>三つ目の・に「～関係自治体に確認する。」とありますが、発注者が各自治体に確認することを記載していると思います。一般的には公告前に確認し入札説明書等に留意点を記載するのが一般的ですが、P29は3-4競争参加資格要件の審査の章に記載されています。審査時に何を確認しどのような評価を行うのでしょうか？自治体に状況を確認し公告時に明確な条件を記載するのであれば、3-3に記載するべきではないでしょうか？</p>	<p>当該条項は、不要な記載でしたので、削除することとして、後日修正します。</p>
32	<p>ガイドラインP40施工能力評価型I・II型</p> <p>分任官工事の評価項目ボランティアによる地域貢献の評価対象期間を教えてください。</p>	<p>ガイドラインP56を参照下さい。</p>
33	<p>週休2日実績の加点取りやめとありますが、加点を取りやめると週休2日をする必要がありません。今後の発注形態は施工能力評価型II型が主となると思いますが、週休2日工事は発注者指定型になるのでしょうか？ご回答宜しくお願い致します。</p>	<p>中部地整の取組としてこれまでも、週休2日については、特定の施工条件等があり工期や工程の制約が想定される工事や、通年維持（経常維持）工事等の現場閉所が困難な工事を除き、本官工事においては完全週休二日、分任官工事においては週休2日相当の発注者指定型で発注を行っております。</p>
34	<p>BCP 認定の有無 P55</p> <p>弊社は中部地方整備局管内に本社があり、代表者名義で入札参加をしております。受注案件ごとに支店長名義で契約しております。BCP認定は支店で受けております。代表者名義で入札参加する場合、支店で受けているBCP認定は評価されますか。</p>	<p>代表者名義で入札参加する場合、支店等に発行された認定証では、評価しません。 （参考：手持ち情報）</p> <p>申込・認定にあたっては、1社・1認定を原則としており、中部地方整備局管内に複数の活動拠点を有している場合は、それぞれの活動拠点が網羅される形での申込書類を作成する必要があります。</p>
35	<p>ガイドライン P62 （15）遠方地への支援活動実績</p> <p>評価対象期間 「要請日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って5年間（基準日の年度を含む）」とあり、前ガイドラインの実施日から要請日に変更されました。</p> <p>第3条1項の要請に関する書類以外（協議書等）で活動要請された支援活動については、要請日の判断は何で行なえばよろしいでしょうか。</p> <p>弊社の場合、協議書で要請された支援活動では契約書工期の始日は協議書の日付の翌日、第3条第1項の要請では契約書工期の始日は要請日と同日になっています。</p>	<p>要請書、協定書、契約書等の日付で判断します。</p>
36	<p>ガイドライン P63 （17）登録基幹技能者の配置</p> <p>「本発注工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者を、元請（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価する。」とありますが、元請の品質確保に寄与する登録基幹技能者資格保有者である現場代理人、担当技術者を配置した場合は評価されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>元請の現場代理人、担当技術者でも評価します。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
37	<p>ガイドラインP58 3-5-4 (13) 新しい担い手技術者の活用</p> <p>「現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者・・・活用する場合に評価する。」との記述があります。これに該当する担い手技術者の条件として、以下の要件についてご教示ください。</p> <p>①一級土木施工管理技士の資格保有の有無</p> <p>②工事従事経歴の有無</p> <p>また、例えば、新入社員や土木の経験のない転職者を雇用して配置した場合、該当する技術者として認めていただけるのでしょうか。</p>	<p>①、②の有無によらず、新入社員や土木職の経験のない転職者であっても、ガイドラインに記載されている評価基準に合えば、評価します。</p>
38	<p>ガイドラインP65 3-5-4 (22) 新技術開発に関わる受賞企業</p> <p>評価対象期間は、「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って3年間」との記述があります。表現が難しいため、具体的に示す以下の①②のいずれかの理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>例) 基準日：R5.11.6 直前の表彰月：R5.8月 と想定 直前の表彰月の翌月：R5.9月</p> <p>①直前の表彰月の翌月の前年度：R4.9月 直前の表彰月の翌月の前年度から遡って3年間：R4.9月～R1.10月</p> <p>②直前の表彰月の翌月の前年度：R4年度 直前の表彰月の翌月の前年度から遡って3年間：R4、R3、R2年度</p>	<p>3-5-4企業の技術力等(22)新技術開発に関わる受賞企業(WTOのみ評価)の評価対象期間は、「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の年を含む3年間」となります。ガイドラインP48、P65に誤りがありましたので、後日修正させていただきます。評価期間については、ガイドラインP79、P80も合わせて参照下さい。</p> <p>したがって、基準日：R5.11.6の場合、直前の表彰月：R5.7月、その年を含む3年間：令和3年～令和5年の受賞となります。</p>
39	<p>ガイドラインP55 3-5-4 (9) BCP 認定の有無</p> <p>当社は中部地方整備局管内にA,B,Cの3支店が跨っております。そのうち、A支店のみがBCP認定を取得済みです。例えば、複数支店に跨る地域(A,B支店管轄)での一括審査案件において、A支店が代表となって申請書および簡易技術資料を提出する場合、1次審査の評価項目である『BCP認定の有無』による加点は認められるのでしょうか。</p>	<p>一括審査方式の場合、A支店名義で入札参加する場合、A支店のBCP認定で評価できます。</p>
40	<p>p 2 7 3-4-1企業の技術力(2)工事成績、 p 2 9 3-4-2配置予定技術者の技術力(3)工事成績</p> <p>「評定点が企業に通知されている実績においては、評定点を証明する資料が添付されていなければ入札に参加できない。」について、中部地方整備局発注工事実績の場合も添付が必要ということでしょうか？負担軽減、書類削減の観点から、「中部地整発注工事については、添付を不要。」としていただきたい。</p>	<p>中部地方整備局(港湾空港関係除く)の場合、平成13年度以降に完成し引き渡しを行った場合に限り、工事成績評価通知書等の添付は不要です。記載が一部不明確だったため、後日修正します。</p>
41	<p>p 3 4 3-5-2施工計画・技術提案(1)施工能力評価型I型・チャレンジ型<留意事項></p> <p>「5項目を求め評価する」について、申請時の留意事項p46では、「5項目以内を求め評価する。」と記載されています。「5項目以内の記載(提案)でよい」との理解でよろしいでしょうか？その場合、留意事項と同様な記載とした方がより分かりやすいのではないのでしょうか？</p>	<p>3-5-2施工計画・技術提案(1)施工能力評価型I型・チャレンジ型<留意事項>について、「チャレンジ型では、1～5項目の簡易な施工計画を求め、評価する。」に、後日修正します。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
42	<p>p 3 4 3-5-2施工計画・技術提案(1)施工能力評価型I型・チャレンジ型<留意事項> 「他の発注方式と評価項目、評価基準、評価方法は同様とする」について、他の発注方式とは何を指すのでしょうか？ 施工能力評価型Iであれば、（施工計画の）評価は「可」又は「不可」となり、技術提案評価型S型（WTO以外）であれば、優位性による評価と考えます。S型の場合、注意事項 p 4 6 に示される「競争参加資格を認めない」ではなく、「加点評価しない提案」や「認められない提案」の評価になると考えますが、どのような評価基準となるのでしょうか？</p>	<p>3-5-2施工計画・技術提案(1)施工能力評価型I型・チャレンジ型<留意事項>について、「評価項目、評価基準、評価方法は、施工能力評価I型と同一とする。」に、後日修正させていただきます。不備がありまして申し訳ありません。</p>
43	<p>p 3 4 3-5-2施工計画・技術提案(1)施工能力評価型I・・・<留意事項> p 3 6 (2)技術提案評価型S型<留意事項>には、「他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成された」と認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。」と記載されていますが、施工能力評価型には記載がありません、中部地方整備局競争契約入札心得にも同様な記載がありますが、落札方式タイプにかかわらずすべてに記載してはどうでしょうか？</p>	<p>施工能力評価型において求める施工計画は、土木工事標準仕様書等の転記や条項の引用でも評価できることとしており、相談等を行い作成する可能性が著しく低いこと、また入札参加者間で同様の提案も想定されることから、その記載を行っていません。</p>
44	<p>p 4 9 3-5-4企業の技術力等(2)企業の工事成績 「中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）に実績が無い場合は65点の見なし点数とする。」について、橋梁補修、As舗装、鋼橋上部、PCなど比較的発注件数が少ない工種は、業務（技術者）と同様に他機関の実績についても、満点の1/3程度の加点の考えはないのでしょうか？</p>	<p>工事成績については、中部地整と他機関とで評価基準が異なるため、中部地整の実績に限り、評価することとしています。</p>
45	<p>p 5 0 3-5-4企業の技術力等(3)表彰等（WTO段階選抜方式以外の場合） p 5 2 WTO段階選抜方式の場合では、優良工事、安全工事、社会貢献等表彰において、「審査及び評価の基準日までに、表彰が失効となった場合は、評価しない。」とありますが、同様の記載がありません。WTO段階選抜方式以外の場合では、適用外の理解でよろしいでしょうか？（表彰が失効することがあるのでしょうか？）</p>	<p>(3)表彰等（WTO段階選抜方式以外の場合）にも、同様の記載を行っておりますので、ご確認下さい。</p>
46	<p>p 5 4 3-5-4企業の技術力等(5)当該事務所管内の工事实績（チャレンジ型のみ適用） 「評価対象機関：設定しない」について、p 1 5 には「近年直轄工事の受注実績が無い企業または経験がない企業が入札参加できるように」P 9 7 には「近年直轄工事の受注実績が無く参画ができないことを踏まえ」自治体工事の実績を高く評価するとあります。対象機関を設定しないことから、直轄工事の受注実績がある企業でも、参加出来、かつ自治体実績を高く評価するとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>制度の主旨に反する行為ですが、直轄工事の受注実績を隠蔽し、競争に参加した場合は、施工実績の評価は0点となります。</p>
47	<p>p 5 5 3-5-4企業の技術力等(9)BCP認定の有無 「認定証の写しを添付することとし、添付がないものについては、評価しない。」について、認定は中部地整が行っていること、HPにも認定企業一覧が掲載されていること、認定に当たっては、認定番号が付与されることから、様式21に認定番号を記載することとして、負担軽減、書類削減の観点から、認定証の添付は不要でよいのではないのでしょうか？</p>	<p>次回改定以降で、記載について検討します。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
48	<p>p 5 6 3-5-4企業の技術力等(10)ボランティアによる地域貢献</p> <p>「局長又は事務所長等から」について、等は何を指すのでしょうか？評価対象機関が、「一」となっており、県、市町村も含まれるのでしょうか？なお、申請時の注意事項 p 4 1 では、表彰状等の対象は「局長又は管内事務所長のものに限る」と記載されています。</p>	<p>県、市町村は含まれません。局長又は事務所長等からの「等」は管理所長を指しています。</p>
49	<p>p 5 6 3-5-4企業の技術力等(10)ボランティアによる地域貢献</p> <p>「局長から表彰や感謝状を受けた場合は、活動場所が事務所等管内の場合に限る」について、活動場所が発注工事の事務所等管内ということでしょうか？</p>	<p>活動場所は、工事発注事務所管内に限ります。</p>
50	<p>p 5 7 3-5-4企業の技術力等(12)難工事指定対象工事の実績、 p 7 0 3-5-5 技術者の技術力(6)難工事指定対象工事の実績</p> <p>対象期間「基準日から遡って2年以内」について、p 4 0 など評価項目一覧では1年以内となっていますが、対象期間は何年でしょうか？</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（12）難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力（6）難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。</p>
51	<p>p 5 8 3-5-4企業の技術力(13)新しい担い手技術者の確保</p> <p>「現場代理人又は担当技術者として、<u>監理技術者資格のない若手技術者を配置</u>」について、監理技術者資格を有する若手技術者は、評価の対象外ということでしょうか？</p>	<p>当該評価項目は、配置予定技術者に将来なり得る人材の育成を促すことを目的としているため、監理技術者資格のないことを条件としています。</p>
52	<p>p 6 0 2) ICT舗装工 3) ICT河川浚渫工 p 6 1 4) ICT舗装工(修繕工)</p> <p>「ICT土工活用工事計画書において、」について、「土工」は、それぞれ舗装工、河川浚渫工、舗装工(修繕工)ではないでしょうか？</p>	<p>当該箇所について、後日修正を行います。</p>
53	<p>p 6 7 3-5-5技術者の技術力(2)配置予定技術者の同種・類似工事の工事成績</p> <p>「評価対象実績以外は65点の見なし点数とする。」について、橋梁補修、As舗装、鋼橋上部、PCなど比較的発注件数が少ない工種は、業務と同様に他機関の実績についても、満点の1/3程度の加点の考えはないのでしょうか？</p>	<p>工事成績については、中部地整と他機関とで評価基準が異なるため、中部地整の実績に限り、評価することとしています。</p>
54	<p>p 7 5 3-5-8時間外労働に関する法令違反公表企業の減点</p> <p>「第32条及び、同法36条」について、「又は、」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>労働基準法第32条に係る違反及び、同法36条に係る違反を意味しています。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
55	<p>p 8 4 5-1評価結果の公表(2)落札者決定後</p> <p>「③～⑥については、<u>契約後速やかに公表する。</u>」について、③～⑤は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条2項の、第一号から第八号までに掲げる事項にあつては、<u>契約の締結前に公表することを妨げない。</u>に該当する項目として、これまで整備局では、入札情報サービスにおいて「入札調書（総合評価落札方式）」として契約の締結前に公表していたものと考えます。「①～⑤については、<u>落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表する。</u>」していただきたい。</p>	<p>以下のとおり、後日修正を行います。</p> <p>以下①～⑤について、落札者決定後速やかに、以下⑥について、契約後速やかに公表する。</p> <p>① 入札者名 ② 各入札者の入札金額 ③ 各入札者の価格評価点（加算方式の場合） ④ 各入札者の技術評価点 ⑤ 各入札者の評価値 ⑥ 技術提案の改善過程（技術提案評価型 A 型の場合）</p>
56	<p>p 3 0 3-5-1評価項目及び配点の基本的な考え方(1)評価項目</p> <p>「令和4年4月1日以降公告案件において」について、中部地方整備局のHPには、「令和4年4月1日以降に契約を締結する契約方式「総合評価落札方式」のうち、令和4年2月1日以降に公告を行う調達案件」とあり、整合が取れていないのではないかと？</p>	<p>令和4年4月1日以降に契約を締結する工事について、加点評価を行っていますので、後日修正を行います。</p>
60	<p>ガイドラインP62 手持ち工事量（予定価格が3億円未満の一般土木工事のみ評価）</p> <p>契約中工事の件数はCORINSの契約工期末で判断されるとのご回答をいただいておりますが、工事請負変更契約において工期変更（延長）がある場合CORINSへの工期登録は契約完了後10日以内となっていることから、技術資料の提出日がこの間にある場合、CORINS登録が何らかの理由で提出日より後になる、CORINSはシステム停止期間（年末年始等）がある、CORINSのシステム上の理由による（水曜日まで登録は翌週の月曜日に反映されるが、木曜日以降は翌々週の月曜日に反映される）等によって発注者が正確な件数を把握できないことが懸念されます。</p> <p>このような場合、様式32手持ち工事量への記載はCORINSとの不一致が生じても契約書に基づいて行えばよろしいでしょうか。</p>	<p>様式32手持ち工事量には、契約書に基づいた工事件数を記載してください。</p>
61	<p>難工事指定対象工事の実績について</p> <p>ガイドラインP40では1年以内の工事が対象、ガイドラインP57では2年以内の工事が対象となっておりますがどちらが正しいのでしょうか？</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（12）難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力（6）難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
62	<p>R5 工事運用ガイドライン65頁、「(22)新技術開発に関わる受賞企業（WTOのみ評価）」</p> <p>評価対象期間「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って3年間」が示す期間の解釈が非常に困難でありましたため、仮に、審査及び評価の基準日を、「令和5年11月9日」とした場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土技術開発賞：（令和5年度表彰）令和5年8月2日 ・インフラDX大賞：（令和4年度表彰）令和5年2月28日 ・中部DX大賞：（令和4年度表彰）令和5年2月7日 ・i-Constructiom大賞：（令和3年度表彰）令和4年3月1日（※令和4年度から「インフラDX大賞」へ改称） <p>につきまして、それぞれに対する評価対象期間を、記載の「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って3年間」に沿って、添付に示す資料により確認いたしました。その結果によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土技術開発賞：令和2年度～令和4年度 ・インフラDX大賞：令和元年度～令和3年度 ・中部DX大賞：令和元年度～令和3年度 ・i-Constructiom大賞：令和元年度～令和3年度 <p>となるのですが、審査及び評価の基準日を、「令和5年11月9日」とした場合、この理解で正しいでしょうか、御教示願います。</p> <p>※文章での質疑に限界がありましたため、添付資料を使用させていただきましたこと、御了承願います。</p>	<p>3-5-4企業の技術力等（22）新技術開発に関わる受賞企業（W T Oのみ評価）の評価対象期間は、「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の年を含む3年間」となります。ガイドラインP48、P65に誤りがありましたので、後日修正させていただきます。評価期間については、ガイドラインP79、P80も合わせて参照下さい。</p> <p>したがって、基準日：R5.11.6の場合、直前の表彰月：R5.7月、その年を含む3年間：令和3年～令和5年の受賞となります。</p>
65	<p>同種又は類似工事以外の実績を記入する場合、コリンズ番号を記入する箇所（難工事指定対象工事（技術者・企業））</p> <p>難工事指定対象工事（技術者・企業）について、同種又は類似工事以外の実績を記入する場合、コリンズ番号を記入する箇所がありません。</p> <p>行を追加し、記入しても宜しいでしょうか。又は、確認資料として、公告文の他にコリンズの写しと評定点の写しを添付する必要があるのでしょうか。</p>	<p>工事名の後ろにC O R N S登録番号の記載をお願いします。</p> <p>入札説明書に記載のとおり、公告文又は入札説明書の写し等（工事名、難工事指定対象工事であることが証明できる部分）のみを添付することとし、C O R N Sや評定点の写しの添付は不要です。</p>
66	<p>p64の「(19)B I M / C I M活用工事の実績」</p> <p>p64の「(19)B I M / C I M活用工事の実績」について、表内の「評価対象工事種別」に「設定しない」とあり、その上には「企業または技術者の同種（類似）工事について」とあります。相反すると思われませんが、どちらが正解でしょうか？</p>	<p>表中の評価対象工事種別については、評価対象となる工事が2 2工種うち限定される場合に記載を行っています。例えば、表中に「本発注工事の工事種別」と記載されていれば、その発注工事の工事種別に限り評価できます。</p> <p>BIM/CIM活用工事の実績については、運用ガイドラインに記載のとおり、技術者の同種（類似）工事に限られますが、工事工種については限定せず評価します。例えば、技術者の同種（類似）工事が一般土木工事で、その発注工事の工事工種が維持修繕工事であっても、評価することができます。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
67	<p>ガイドラインの技術者能力の各評価項目</p> <p>ガイドラインの技術者の能力の各評価項目についてですが、担当技術者での実績も監理技術者や現場代理人と同等の評価対象となりますか？</p>	<p>技術者の能力の評価では、工事経験時点の役職を問わず、評価します。</p>
68	<p>12月26日に公告された分任官工事の案件について</p> <p>様式ー1の競争参加資格確認申請書の「本件責任者」及び「担当者」連絡先の欄の記載について、従来、様式の下段に注意書きとして記載されていましたが今回、公告された案件には、注意書きがありません。「中部地整HPの申請時の注意事項」には、電子メール提出者の場合に記載とあり注意事項が記載されています。また、説明書には「様式ー1」に従って記載する旨が書かれています。申請時の様式に従って記載すべきと思いますが如何にすればよろしいですか。（恐らく従来どうりだと思いますが）</p>	<p>運用ガイドライン（R5.11改定）適用工事から、「様式」には注記を付さず、「申請時の注意事項」のみに記載を行うこととしています。申請書等の作成にあたっては、申請時の注意事項に従って記載を行って下さい。</p>
69	<p>特定建設工事共同企業体にて参加する場合</p> <p>「評価する過程において、企業の能力が一番高いと判断される構成員で評価する」と過去の入札説明書に記載がありましたが、これは「JVの代表者の実績が段階選抜の評価点数となる」と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>共同企業体で入札参加する場合、運用ガイドライン3-5-4企業の技術力等に記載されているとおり、評価する過程において、企業の能力が一番高いと判断される構成員で評価します。従って、構成員を企業単位で評価し、企業の能力等が高い側で評価します。</p>
70	<p>特定建設工事共同企業体にて参加する場合</p> <p>段階選抜で評価される技術者の能力はJV代表者の技術者でしょうか。またはJV代表者とJV構成員のどちらか能力（加点）の高いほうでしょうか。またはJV代表者とJV構成員のどちらか能力（加点）の低いほうの技術者でしょうか。</p>	<p>共同企業体で入札参加する場合、運用ガイドライン3-5-5技術者の技術力に記載されているとおり、評価する過程において、競争参加資格要件を満たす配置予定技術者のうち、それぞれの構成員で評価が一番低いと判断される者でかつ、技術者の能力が一番高いと判断される構成員で評価します。</p>
71	<p>ガイドライン R05.11月版</p> <p>「審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が1年以内の工事が対象」とあるが、「1年以内」ではなく「2年以内」ではないか。（ガイドラインP40, 41, 42, 43, 44, 46, 47）</p>	<p>難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。R5.11.27訂正版としてホームページに運用ガイドラインを掲載済みですので、ご確認ください。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
72	<p>ガイドライン R05.11月版</p> <p>「審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って4年間の間」とあるが、審査及び評価の基準日がR6年8月1日以降の発注工事から過去4年の年度がR2年度～R5年度に切り替わる認識でよろしいですか。(ガイドラインP49)</p> <p>※表彰月が今までどおり7月と想定して。</p>	<p>記載頂いたとおりです。</p> <p>運用ガイドラインP80を合わせて参照下さい。</p>
73	<p>ガイドライン R05.11月版</p> <p>「中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の一般土木工事について、審査及び評価の基準日における契約中工事の件数に応じて評価する。」とあるが、中部地方整備局発注の一般土木工事の契約中件数とらえる事ができます。この認識でよろしいでしょうか。</p> <p>評価対象工事種別が全ての工事種別となっているのはおかしくないでしょうか。3億円未満の一般土木工事が正しいように思われます。それとも契約中工事件数に数える工事の工事種別が全ての工事種別という意味が含まれているのでしょうか。(ガイドラインP62)</p>	<p>手持ち工事量に記載する対象工事は、審査及び評価の基準日における一般土木工事の契約中工事です。</p> <p>評価対象工事種別については、一般土木工事と記載すべきでしたので、後日修正を行います。</p> <p>不備がありまして申し訳ありません。</p>
74	<p>R5工事運用ガイドラインの新しい担い手技術者の活用について</p> <p>新しい担い手技術者の対象</p> <p>現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者（別表3⑩に示す基準日において35歳以下）</p> <p>または②女性技術者を1名以上配置、活用する場合に評価</p> <p>維持修繕工事で配置基準は2級土木施工管理技士を有する者である事。</p> <p>配置予定技術者は2級土木施工管理技士を有して年齢は30歳 男性です。</p> <p>現場代理人、主任技術者兼任として配置した場合「新しい担い手技術者」の活用評価対象となりますか？</p>	<p>2級土木施工管理技士を有していても、監理技術者資格がない、若手技術者、または女性技術者であれば評価できます。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
75	<p>様式5 技術者の能力 について</p> <p>配置予定者の施工実績を入力する欄「工事名称等」の中にあります「工期」欄ですが、フレックス工期の施工実績の場合は、CORINSでの契約工期と、実工期のどちらを記載すればよろしいでしょうか？</p> <p>それとも契約工期および実工期の両方を記載しなければならないのでしょうか？</p> <p>また、契約工期のみを記載する場合、実工期（従事期間）と異なるため、技術資料に工事実施工程表を添付しなければならないのでしょうか？</p> <p>例：契約書記載 契約日：令和4年3月4日 契約書記載 工期：令和4年4月18日～令和5年1月31日 CORINS記載 契約工期：令和4年3月5日～令和5年1月31日 CORINS記載 実工期（現場従事期間）：令和4年4月18日～令和5年1月31日 CORINS記載 従事期間：令和4年4月18日～令和5年1月31日 工事成績評定通知書記載 工期：令和4年4月18日～令和5年1月31日</p>	<p>様式5「工事名称等」の中にある「工期」欄には実工期の記載をお願いします。</p> <p>実工期：令和4年4月18日～令和5年1月31日</p>
76	<p>様式に記載する各種日付に関して</p> <p>様式1(競争参加資格確認申請書)、様式2(技術資料（競争参加資格確認資料）)、様式50(施工計画)、様式70(工事費内訳書)、様式96(競争参加資格確認申請書取下げ届)といった様式には日付を右上に記入するようになっているが実際に作成した日付を記入すべきなのか、申請した日付を記載すべきなのか、工事費内訳書においては実際の開札日を記載すべきなのか判断が難しい。電子入札システムで手続きする場合、日付欄は不要に思われるが記載は必要なのか。</p>	<p>提出期間内の提出日の記載をお願いします。</p>
77	<p>従業員への賃金引上げ計画の表明書について</p> <p>ガイドライン改定時に様式番号が変わり、注意書き内容の変更も見受けられる。</p> <p>企業としてはガイドライン改定前に既に事業年度ベースで以前の様式で賃上げを表明している場合でも新たな様式で再度の賃上げ表明を行わないと評価は頂けないのか。</p>	<p>必ず公告時に配布される様式で作成をお願いします。</p>
78	<p>様式21 企業の能力について(経常建設共同企業体の場合)</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、4.(4)に示す実績を有する、全ての構成員の実績を記載すること。との注意書きがあるが、具体的には代表者と構成員がそれぞれ様式21を記入し、提出するという事で間違いないか。また、この場合、実績以外の評価該当項目も代表者と構成員がそれぞれ記入すべきだと考えるが、その旨も注意書きに記載していただけないか。</p>	<p>経常建設共同企業体として入札参加される場合には、全ての構成員について、様式21の作成をお願いします。申請時の注意事項に追記することで検討させていただきます。</p>

番号	問い合わせ内容	回答
79	<p>新しい担い手の技術者の配置に関して</p> <p>新しい担い手の技術者の配置に関して評価を得たい場合で、例えば構成員の記入する様式21の中に代表企業の若手技術者の氏名を記載した場合、構成員と当該若手技術者に直接的な雇用関係はないが適切に評価頂けるのか。</p>	<p>経常建設共同企業体として入札参加される場合には、何れかの構成員と直接的な雇用関係があれば評価します。</p>
80	<p>経常建設共同企業体の競争参加資格に関して</p> <p>経常建設共同企業体に於いては国土交通省の定義づけとして以下の通り示されております。単体企業と同様、発注機関の入札参加資格審査申請時（原則年度当初）に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録されます。 (参照元：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html)</p> <p>経常建設共同企業体は単体企業としての参加資格と同様に扱われるものと考えておりますが、直近のガイドライン改定以降、全ての構成員に対して施工実績を求めるような制度となっております。過年度までは代表企業若しくは構成員のいずれかの施工実績で施工実績要件は認められるようになっておりましたが、全ての構成員に施工実績を求める事は、経常建設共同企業体の入札参加の窓口を狭めるものであり、経常建設共同企業体を結成した意義、また受注機会が逸失する恐れがあります。施工実績を全ての構成員に対して求める事は早急に撤廃頂きたい。</p>	<p>経常建設共同企業体における同種・類似工事の取扱いについては、運用ガイドライン（R5.11）3-4-1企業の能力(1)同種・類似工事の施工実績、及び3-4-2配置予定技術者の技術力(2)同種・類似工事の工事経験に記載のとおりとしています。</p>
81	<p>従業員への賃金引上げ計画の表明書について</p> <p>必ず公告時に配布される様式で作成をお願いします。との回答を頂いたが、書面の性質上、企業が従業員に対して賃上げ合意を表明するのは暦年であれ事業年度であれ複数回行うものではないと考える。弊社の場合、事業年度ベースでの賃上げを行っており、10月からの事業年度開始である事から、それ以前に企業代表者は賃上げを表明し、従業員代表並びに経理担当者と合意した事を書面で表明している。必ず公告時に配布される様式で作成するとすると、当該様式が存在していない日付遡って賃上げ表明合意を行う場合が想定され、ある種改ざんに近い手続きを公告案件ごとに求められる事は不服である。賃上げ計画の表明書の取扱いについて再考を求める。例えば賃上げ表明の有無は様式20のチェックボックスでの確認とし、法人税申告書別表1の提出により評価する等。</p>	<p>様式38注2)に記載されているとおり、本様式とは別に表明し合意した場合には「従業員と合意したことを表明いたします。」を選択し記載することができます。その上で、旧様式による表明書を添付して頂いても、評価することができます。</p>